

# 小笠原村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

小笠原村教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状	p2
2. 目標	p2
3. 計画の期間	p2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	p3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	p4

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画の趣旨は、小笠原村立学校で働く教育職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働き方等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うものとする。

### (2) 小笠原村の現状

本村では、令和3年3月に、小笠原村立学校の管理運営に関する規則を改正し、正規の勤務時間を除いた在校等時間（以下「時間外在校等時間」という。）を1月45時間、1年360時間（月平均30時間）を上限とすることを定めた、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は下表のとおりであった。

#### 令和6年度の時間外在校等時間の状況

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	15.1時間/月	1.6%	0%
中学校	22.0時間/月	8.7%	1.3%

時間外在校等時間が1月あたり45時間を超える割合は、小学校・中学校ともに低く抑えられている。ただし、小学校に比較して、中学校では、部活動指導等により、時間外在校等時間が長くなっており、教員間の格差が大きい傾向がある。また、中学校では、時間外在校等時間が80時間を超える月がある教員も少数ながら存在する。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画における達成目標を次に示す。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1月あたりの時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする。
- ・時間外在校等時間の更なる削減を目指す。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数の更なる向上を目指す。
- ※令和6年度実績 16.1日

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ア 学校以外が担うべき業務

###### ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・必要に応じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

###### ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、学校における見回りは原則行わないこととする。
- ・学校地域懇談会等において、補導された児童生徒の引取については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ◆調査・統計等への回答

- ・学校に依頼する調査を精選することに加え、校務のDX化を推進することで学校の事務負担を軽減する。

###### ◆部活動

- ・令和9年度中に休日等の学校部活動について、教員以外の指導者による実施が可能な複数の部活動について具体的な取り組みを開始する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図っていく。

###### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

###### ◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業を補助する、支援員・スクールサポートスタッフの活用を促進する。
- ・DX化の推進により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

###### ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・支援を要する児童生徒の支援のため、引き続き支援員を配置する。

##### (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間及び頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

##### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を推進する。
- ・ 学校閉庁日の設定を継続する。

#### (4) 取り組むにあたっての留意事項

取り組むにあたっての留意事項は、以下のとおりとする。

- ・ 本計画に定める目標達成のために、授業など教育課程内の学校教育活動で真に必要なものをおろそかにすることや、実際の時間と異なる出退勤時間を記録しないこと。
- ・ 自宅等に持ち帰って業務を行わないこと。

### 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村の広報誌等で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

(2) 児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材については、関係部局・関係機関と連携・協力し、切れ目のない対応を行う。

(3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、統合型校務システムで随時、把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校地域懇談会等の意見も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域住民に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。